

## 中国経済産業局における法令違反への対応状況（平成28年度）

経済産業省においては、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、試買テスト及び計画的立入検査により見いだされた違反に対応するほか、事業者からの自主報告、第三者からの情報提供、事故情報の調査結果、県及び市による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生したときには、事実関係について調査を行い、さらに違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっている。

そのうち、平成28年度に当局が対応した事案の概要は以下のとおりである。

### 1. 概要

いずれも一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であったため、当局は延べ3事業者に対して産業部長名の文書による注意処分を行うとともに、必要な措置を講ずるよう求め、事業者からの報告により適切な改善等が行われたことを確認した。

### 2. 個別の事案

| 品目名等  | 情報入手方法    | 違反の内容    | 事業者の対応               |
|---|-----------|----------|----------------------|
| ①(輸入事業者)<br>・電気温蔵庫<br>[電気用品安全法]                 | 試買テスト結果報告 | ・技術基準不適合 | ・出荷の停止<br>・再発防止対策の実施 |
| ①(輸入事業者)<br>・その他の工作用又は<br>工芸用の電熱器具<br>[電気用品安全法] | 試買テスト結果報告 | ・技術基準不適合 | ・出荷の停止<br>・再発防止対策の実施 |
| ①(輸入事業者)<br>・電気除湿機<br>[電気用品安全法]                 | 試買テスト結果報告 | ・技術基準不適合 | ・出荷の停止<br>・再発防止対策の実施 |